

神奈川区会計年度任用職員

（こども家庭支援課 乳幼児健康診査事務補助）を募集します！

神奈川区では、乳幼児健康診査事業の事務補助を行う会計年度任用職員（こども家庭支援課・乳幼児健康診査事務補助）を募集します。

1 業務内容	(1) 受付・案内業務（健診票の作成、母子健康手帳への記録等） (2) 計測補助 (3) 尿検査補助業務 (4) 会場設営・片付け補助・通知発送・配布資料準備等の健診に必要な業務 (5) 屈折検査における検査前の説明・案内業務 (6) 屈折検査における受診勧奨通知の作成業務（カルテ等からの記入） (7) 屈折検査における結果入力業務 (8) その他こども家庭支援課の業務に関する事務補助 ※その他、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）						
2 応募要件	以下のすべての要件を満たす方 (1) 電話・窓口対応ができる方 (2) パソコンの基本操作（excel、word等の入力、端末操作）ができること ※7.5時間勤務の場合のみ						
3 欠格事項	地方公務員法第16条等に定める採用に関する欠格事由に該当する場合には、会計年度任用職員の任用を行うことができません。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者 (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (5) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者						
4 募集人数	若干名						
5 身分	地方公務員法第22条の2に定める会計年度任用職員						
6 任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日						
7 勤務日及び勤務時間	以下の中でのシフト制勤務。（別途指定します。） <table border="1" data-bbox="371 1962 1425 2011"> <thead> <tr> <th>勤務時間</th> <th>時間数</th> <th>曜日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	勤務時間	時間数	曜日			
勤務時間	時間数	曜日					

	A	8時30分～12時30分	4時間	・乳幼児健診を実施する木曜日（月2回）
	B	12時30分～17時00分 の間に連続する4時間	4時間	・乳幼児健診を実施する火曜日・水曜日・木曜日（月4回）
	C	12時00分～17時00分 の間に連続する3.5時間	3.5時間	・乳幼児健診を実施する火曜日・木曜日（月2回）
	D	8時45分～17時15分	7.5時間	・乳幼児健診を実施する火曜日・木曜日（月2回）
	※見込まれる一週間の勤務日数は1日～3日程度、年間平均の勤務日数は40日前後となる予定ですが、シフトによります。			
8 勤務場所	神奈川県福祉保健センターこども家庭支援課 横浜市神奈川区広台太田町3番地8 最寄り駅：JR京浜東北線 東神奈川駅（徒歩約7分）、東急東横線 反町駅（徒歩約7分）、京急本線 京急東神奈川駅（徒歩約9分）			
9 報酬等	(1) 時給 1,464 円 ※令和8年2月時点。制度改正等により金額は変更になる可能性があります (2) 通勤費用（実費相当額）を別途支給 その他勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。			
10 応募方法	「13 申込・問い合わせ先」まで必要書類を提出してください。 (1) 提出書類 会計年度任用職員申込書（第1号様式） (2) 受付期間 令和8年2月27日（金）17時まで ※窓口持参の場合：平日開庁日の午前8時45分から午後5時00分まで （郵送の場合：令和8年2月27日（金）必着。 ※郵送の記録を残したい場合は、特定記録郵便等の方法があります。）			
11 選考内容	(1) 面接選考 令和8年3月4日（水）、3月5日（木）の指定日時に実施予定 ※時間等詳細は、別途直接連絡します。 (2) 選考結果通知 令和8年3月中旬頃発送予定 ※選考の結果は、合否に関わらず、受験者全員に文書で通知します。選考の結果についての電話等でのお問い合わせには応じられません。			
12 その他	(1) 提出書類に記載されている個人情報、会計年度任用職員の任用手続以外の目的で利用することはありません。 (2) 提出された書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。 (3) 令和8年度予算が横浜市議会において議決されなかった場合は、選考に合格していても採用されないことがあります。			

13 申込・ 問い合わせ先	〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3番地8 神奈川区役所別館3階 304窓口 こども家庭支援課こども家庭係 担当：蛭田・原 電話：045-411-7148
------------------	--